

# 令和3年度事業計画

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

## I 基本方針

公正な不動産取引と会員・消費者から信頼・評価される不動産情報の提供をめざし、宅地建物の取引に関する情報の登録及び提供の事業を通じて不動産取引市場の一層の透明化と活性化に寄与すべく各事業に取り組む。

また、令和4年1月のレインズシステム統合化に向けての取り組み・諸準備を行う。

## II 重点事業

### 1 レインズシステム統合化への取り組み

4機構のレインズシステム統合化に向けて、スムーズな移行ができるよう諸準備を進め、統合化プロジェクトに取り組む。新しいシステムとなるため、サブセンター及び会員向けに研修会を実施する。

### 2 レインズシステムの整備及び機能向上

4機構連携して、レインズシステムの整備等に取り組む、利用しやすいシステムと安定的運用をめざす。

### 3 適正な不動産取引

適正な情報登録、公正な取引を促進するため、サブセンターと連携した取り組みを行う。

### 4 情報提供の充実

会員から提供された登録情報及び成約情報を基にした市況情報提供を継続及び検証し、サブセンターと連携して会員・消費者に対する適切な情報提供に取り組む。

### 5 効率的な業務運営

公益目的事業の成果が上がるよう、行政機関や関係団体等と協力・連携を図るとともに、健全かつ透明性のある業務及び財政運営に取り組む。

### Ⅲ 事業計画

#### 1 不動産情報交換事業

- (1) 宅地又は建物の売却を希望する依頼者から委託を受けた会員からの物件登録情報を広域のかつ共有化し、購入を希望する依頼者が多数の物件から比較選択できるよう会員に対して定期的又は依頼に応じて物件情報を提供する。
- (2) 宅地又は建物に関する情報の登録が行われたときは、当該登録をした会員に対し、登録を証する書面を発行する。
- (3) 会員から成約情報の収集を行い、他の会員に対して当該情報を提供する。
- (4) 4機構連携して、レイنزシステムの安定的な運用のための維持管理に努め、利便性等を高めるための整備改善に取り組む。
- (5) サブセンター及び業界団体が運営する不動産情報流通システムと円滑かつ適切な物件情報の連携を行う。
- (6) 国土交通省が検討している「不動産総合データベース」について、必要な協力等を行う。

#### 2 流通機構制度及び不動産流通市場に関する調査研究・啓発普及

- (1) 統合レイنزシステムについて改善点等の検討を行う。
- (2) 所在地3の扱いについて検討を行う。
- (3) 指定流通機構の活用状況を会員及びサブセンター等に公表する。
- (4) 成約情報に基づく市況情報をホームページで公表し、市況動向及び不動産情報提供のあり方及び充実策について研究する。
- (5) ホームページ等を通じ媒介契約制度や当機構に関する活動などを公開し、消費者及び会員に対する啓発活動に取り組む。

#### 3 会員への指導・研修

- (1) 統合レイنزシステム利用に関する研修会を、サブセンター向け、会員向けに実施する。
- (2) 適正な取引の確保及びレイنز情報の適正利用を促進するため、サブセンターと連携し、啓発に取り組む。

#### 4 業務運営の整備

- (1) 公益社団法人として、より適切かつ透明性のある業務運営と組織の整備に取り組む。
- (2) 個人情報保護法及び関係諸法令に基づき、個人データの安全管理に関する適切な措置を講じる。
- (3) 関係官庁、他機構及び関係団体等と協力・連携を図り、公益目的事業の実現に向けた取り組みを行う。
- (4) 現状の仕組み等について課題事項の検討を行い、改善を図る。